

# 児童福祉の規定・試論(3)

—父子家庭における問題を考えるなかで—

本 間 真 宏

## A Study on the Nature of Child Welfare (3)

Masahiro Honma

【内容抄録】 社会福祉政策のなかで「母子福祉」は児童福祉などとならんで長い歴史をもち、現在でも一定の位置を占めている。戦時中ないし戦後の社会情勢のなかでとられた母子家庭の保護対策という性格は今日においては全く変化してきたが、63万とみられる母子世帯への福祉政策はこれからも充実させていかななくてはならない。それは伝統的ともいえるような、(1)母子一体化の考え方、(2)女性(とりわけ母親)の経済的自立の脆弱さなどに、その根拠が求められている。ではそれと対照的な位置にある父子家庭のばあいはどうであろうか。その状況は家庭の歴史的变化をとおしてあらためて児童福祉(政策)との関係をみていくことからしかあきらかにしえないと思われる。

### はじめに

われわれが現在の家族の有り様(すなわち父は労働し、母は育児に従事するというような)を絶対的、固定的なものとして考えるかぎりにおいては、このようなテーマはたんに奇をてらった、ジャーナリストックなものでしかないのであろう。母子一体化観の変化や母性にかかわる論議の変化を家庭観(家族をどうみるかというような)のそれとの関連で検討してみることが大事である<sup>1)</sup>

父親の権威の喪失ということがいわれている。働らきバチ、子どもにとって理想型たりえない存在などという表現は、「未婚」の母などという表現とならんで、児童福祉の強化と「家庭」教育の重視というスローガンをくりかえし生じさせている。父親とはどういう存在なのかが問われる。<sup>2)</sup>

さきに母子福祉対策はそれなりに長い歴史をもち、現在においても社会福祉の領域において一定の位置を占めているといった。母子世帯の推定数はさきに書いたとおりであるが、母子世帯となった理由(かならずしも原因とはいえない)は戦後30年の間に大きな変化がみられる。<sup>3)</sup> 死別というものがかつての8割から6割程度に減少したとしてもなお大半を占めている(なお戦争未亡人で母子家庭というものはいまや皆無であり、かわって病死や、交通および労働災害による父の事故死の急増に注目しなくてはならない)。そして、離別によるというものが全体の30%を占めようとしていることである。さらに、遺棄や未婚の母などの増加を「白書」は(社会意識の変化により顕在化した、と)述べ、子どもの問題をネグレクトしているが、ここで注意しなければならないのは、「離別」したばあいに、夫婦のどちらが子どもを引き取っているか、ということである。離婚の仕方、子供の数などによってその実態は明らかにされているとはいいがたいが、「統計」<sup>4)</sup>は、妻が引き取る割合の高いことを示している。母子福祉政策の変化の要因を知る手がかりともなるが、ここでの課題は父が引き取ったばあいの問題点を探ることにある。

さて社会福祉政策が具体化する仕方は大まかにいって二通りに分けられる。このばあい、社会福祉政策とは経済、教育などと共に、資本主義の全般的危機における（すなわち国家独占資本主義の段階において成立する）、すぐれて体制維持的な政策のひとつであるということを知らなくてはならない。そのばあい、「政策」は(1)政府、資本の側からいわば先取的に打ち出されてくるものと、(2)労働者、市民のさまざまな運動をとおして（譲歩という形で）実現されるという形をとるものになる。政策の主体はあくまで前者にあることはいうまでもない。そして戦後の社会福祉政策の具体化はそのほとんどが後者による働きかけによっていることを知らなくてはならない。父子家庭の福祉問題はいままでなかったのであるか、それとも潜在化していたのであるか。顕在化している数少ないケースの分析をとおして「母子福祉」ないしは父と子を分離したうえで対象となりえた「児童福祉」の問題を考えてみなくてはならない。

本稿は、保育問題、障害児問題をとおして考えてきた児童福祉についての検討をさらに試みようとする。そのばあい、児童育成の責任との関連での次のような定義（の仕方）に注意しておくべきである。「保護者がいないとか、保護者がいても育成の能力や意志が不十分であるとか、保護者の個人的努力よりも社会的活動による方がよりよく児童のニーズを充足できる場合などが少なくないので、このような状態から生じるニーズの欠如や不完全充足の状態に対し、国やその他の第三者が社会的立場から補充して、児童の福祉を完全にまもろうとするところに児童福祉事業が成立する根拠があると思う」<sup>5)</sup> いわば親と子の問題を、国およびその他の第三者との関係でみていくときに親が父のみであるということはどういう結果をもたらすのかをみていくことになる。

### (1) 父親の問題

いろいろと論議がなされる日本国憲法であるが、その24条は婚姻を規定して「両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」という。このようにして成立する「家庭」はもっとも手短かにいえば「夫婦関係を根拠とする扶養集団」である。そして夫婦関係とは「社会的に承認された性関係であるばかりでなく、その性関係の結果としての子女の出生が社会的に容認され、期待され、あるいは奨励されるところの関係」<sup>6)</sup> として規定される。このような関係が何らかの理由によって解体ないし崩壊していくところに生じてくる多様な問題のうちのひとつが「父子」のそれである。また、後に整理して示すように形態上は夫婦と子どもが同居して生活していてもその関係においてコミュニケーションが断絶してしまっているばあいなども含まれよう。

さきにみた憲法の示すところは人間の長い歴史のなかで確立されてきたものである。それは家族の近代化として扱えられる。このような家族を成立させた大きな要因として産業革命、市民革命をあげることはけっして不当ではなかろう。すなわち社会的、経済的な変化のなかで人びとはどのように生きてきたか。人間は平等であるという認識をどのようにして「基本的人権」という考えにまで高め、法的に認めさせえたかということを見ておかななくてはならない。<sup>7)</sup>

産業革命を他国に先んじて遂行していったのはイギリスである。その過程において生じた社会問題に対応すべく社会福祉の原初的形態を示したのもイギリスであった。そこにおける家族の状態は、どうであったか。F・エンゲルスによる叙述を引用してみよう。

機械が採用されるまえは、原料を紡いだり織ったりする仕事は、労働者の家のなかでおこなわれた。妻や娘たちが糸を紡ぎ、夫がこれを織ったが、もしその家の主人が自分で織らないときは、

彼らはその糸を売った。これらの織布工の家族は、たいいてい都市の近郊の田舎に住み、その賃金でりっぱに生計をたてることができた。……彼らは自分の子供を一日中家の中で自分のそばにおき、従順で敬虔な子供に育てあげた。家父長制的な家族関係は、子供たちが結婚しないあいだはそのままたもたれた。……イギリスの労働者のこれまでの状態に、決定的な変化をもたらした最初の発明は、北ランカシアのブラックバーンに近いスタンヒルの住人である織布工ジェームズ・ハーグリーヴズのジュニー紡織機（1764年）であった。<sup>8)</sup>

こうして家内工業を基盤とした古い家父長制家族は次第に崩れていく。彼らはその土地を捨て（追われるように）都市に出ていく。賃金労働者として彼らは資本家の利潤追求の主要な部分を担うことになる。他方、彼らの家族はどうであったか。「文字どおりの原子に解体した社会は、労働者たちのことなど考えもせず、労働者が自分自身とその家族の面倒をみるのは、労働者にまかせておきながら、こうした面倒を、有効かつ永続的にみることのできる手段を、労働者にはあたえないのである」。<sup>9)</sup> かくして低賃金、失業および婦人・児童労働の一般化はスラム（不良衛生地域）の形成、家族の徹底的な解体をもたらしたのであった。罹病率および死亡率の異常な高さは劣悪な住宅、貧弱な食物、過度の飲酒そして得体のしれない丸薬に示される未発達医療などによって、「社会的殺人」といわれるほどであった。このような状況において労働者たちの人間らしく生きようとする運動が起ってくるのであるが、それはここでの課題ではない。現存社会秩序の転倒としての家族解体について、エンゲルスはさらに次のようにいっている。

主婦が工場で働くことは、必然的に家族を解体させてしまう。そしてこのような解体は、家族を土台としている今日の社会状態においては、夫婦にたいしても、子供にたいしても、最も墮落的な結果をもたらす。……子供たちは、両親が自分たちを養うのにかかる費用以上にかせぐようになると、両親にあるきまった金額を食費および部屋代として支払い、残りの金は自分自身のためにつかいはじめる。

多くの場合、家族は主婦の労働によって解体されてしまうのではなく、さかだちさせられるのである。妻は家族を養い、夫は家にいて子守りをし、部屋の掃除をし、料理をする。<sup>10)</sup>

最後の一節について、われわれはエンゲルスとともに次のようなコメントを付しておくことが必要であろう。「このように完全な性の地位転倒が生じたのは、両性がはじめからたがいにあやまった関係におかれていたせいだ、ということである。もしも、工場制度によって必然的にひきおこされる夫にたいする妻の支配が、非人間的であるとすれば、それなら妻にたいする夫の原始的な支配もまた、非人間的でなければならない」<sup>11)</sup> ということである。

児童労働の禁止と義務教育制度の発足、さらに婦人労働の制限という方向のなかで再構築されていく労働者家族<sup>12)</sup>が、「夫婦の同等の権利」を認め、子の養育を経済的な不安をとまなうことなく真の喜びをもってなしうるかはこれからの社会の責務であり、今後の世代に待たなければならない。けれども、われわれは家族の近代化という点についてまだみておかななくてはならない。非人間的な状況からの労働者の解放、前近代的な家族・社会状態からの婦人の解放はその間にどのような問題を生じさせたか。きたるべき「20世紀は児童の世紀でなければならない」というE・ケイの考えをとりあえず手がかりとしよう。

軽々になされた結婚は数多いが、軽々になされた離婚は甚だしい。少くも、そこには子供があるからである。……子供の第一の権利はその親を選択するということであるというのが、私の主張の出発点である。<sup>13)</sup>

このような前提にたつて彼女は「自由恋愛、自由離婚」という考えに至るのであるが、その中間に位置する婦人労働および母性という問題についてみておくことが必要である。

保護せられざる婦人がその女性たる性質に逆うて犯す不本意ながらの罪惡を防止するというこのために社会的法律が要求されねばならぬ。

婦人に対して新しき労働の領野を展開した19世紀は、婦人を競争的苦闘の中に押し出すことによって、人生をば婦人にとって甚だ苦渋なるものたらしめた。……やがて直ぐにこれらの婦人は、職業が即解放でないということを理解する。……せいぜい、職業は解放の手段であるに過ぎない。……婦人は、その子供を訓育すべき最も大切なる年期の間は全然その生活費を得るための労働から解放されてなければならないのである。

現在の婦人達は母親たるに適してはいない。ただ婦人達が自らを母親たりうるように訓練した時において始めて、婦人達が母親たるに適するに至るであろう。<sup>14)</sup>

断片的にみたところのこれだけの文章で、E・ケイの考えを理解することは不十分であろう。ただ女性が母親となるためには、「社会」の側の対応が如何に大切であるかは知られねばならぬ。

さて20世紀は果して「児童の世紀」たりえたであろうか。すでにその3/4を経て、われわれは否定的に答えざるをえない状況をみる。二度の大戦はいうまでもない。30年代の大恐慌のさいのアメリカの農民家族の解体を描いたJ・スタインベックは「怒りのぶどう」において、もはや個人的努力ではどうしようもない現代社会の有り様を示している。そして「豊かな社会」へと踏み出す頃(1949年)のアメリカの家庭における「父親」の問題についての次の指摘をみながら、この前書きの部分をしめくくりにしたい。

人類の歴史の最初のころのどこかで、男性が女性と子どもを養育し始めるという社会的発明が行なわれた。この養育的行動をする男性が、生物的に父親であることを知っていたと考えなければならない理由はない。……男は、伝統の継承者として、女と子どもを扶養しているのである。私たちは、動物としての男、すなわち社会的学習によって型にはめられていない男が、女と子どもの扶養をするという証拠は、何も持っていない。<sup>15)</sup>

## (2) 父子家庭対策——現状と課題

L・コスティンは「未婚の親とその子ども」について述べるなかで「父親」の問題に触れ、(1)未婚の母が被るほどの非難が彼にはほとんど向けられないこと、(2)彼に対する調査がほとんどないこと、したがって、(3)彼に対してなされる社会的サービスは全くない、といっている。<sup>16)</sup> これらのことは「父子」家庭のばあいにもほとんどあてはまる。とりわけ、(3)社会的サービスの欠如は、「母子家庭」との比較において、(i)生活水準が比較的高い、(ii)「男としての観点」から父子対策というほどのものは考えられないという形で正当化されている。<sup>17)</sup> たしかに父子家庭にたいする調査が少ないということから、その状態が明確に把握されておらず、時折ジャーナリズムに取りあげら

れるものは上述のとおりかもしれぬ。父親の存在について考えてきたところから次に家族解体ということについてみておこう。

さて家族解体を「家族成員の役割遂行の失敗」とみるJ・グードは次の五つに分類している。(1)非嫡出(illegitimacy)……父一夫が不在という不完全家族 (2)別居、離婚、遺棄など (3)抜け殻の家族(empty-shell family)……同居してはいても相互がつながりのない家族 (4)不可抗力による夫婦いずれかの一時的ないし永続的な欠損 (5)家族成員の身体的ないし精神的疾患による主要な役割の欠損。<sup>18)</sup> ここでの課題はさしあたり、(2)および(4)の類型をもって現状をみていくことになる。<sup>19)</sup> なお、(3)の類型についても十分な注意を払うべきであろう。家庭内におけるコミュニケーションの不十分さが断絶に至り、ついには(2)ないし(5)の類型として結果するまでに、その過程において子どもが心身にうけるさまざまなハンディキャップはよく知られている。<sup>20)</sup>

離婚、家出(蒸発)、入院、受刑、入獄、長期にわたる出張、死亡などは一時的、永続的に「欠損家族」を生みだす。それらへの対応の仕方は欠損家庭となるまでの夫婦間の状況や子どもの発達段階に応じて異なったものとなることはいうまでもないであろう。ここではまず、一般的に知られている母子福祉対策(すなわち子どもと母親が生活しているばあい)についてまずみていくことにしよう。

かって戦争未亡人とその子とが母子福祉対策において大きなウェイトを占めていたとき(子どもの成長によって、この問題の性格が変化してきたことを知るべきである)、その原則として(1)貧困への対応、(2)犠牲の生活、(3)経済的援助、(4)子供に対する援助など7項目があげられたが、それは今日においても主要な部分を言いあてているといえよう。<sup>21)</sup> たとえば、(2)犠牲の生活のところでは次のように述べられている。すなわち「貧しさにひしがれている未亡人の家庭でも子供本位に考えているから、母はほしいものも買わないし、自分の感情や欲望は犠牲にしている。未亡人の福祉増進を目的とするサービスは直接的でなければならず、それが一家の物質的利益に直結したものでないといけない。もし、母子世帯に対しての何らかのサービスが間接的になされる場合には、母が子供のためにばかりそれを使ってしまうことのないように初めから計画されなければ、そのサービスは児童福祉になっても母子福祉にはならない」というのである。このような児童福祉との関係についての考えについてはあらためてみなくてはならないが、(4)子供に対する援助というところでは次のような指摘がなされている。「多子貧困およびそれにとまなう母の責任増加をどのようにして軽減していくか」という点から、(a)児童福祉事業の拡充、(b)家族手当の支給、(c)扶養児童数による所得税の減額、(d)有子未亡人の失業手当の増額、(e)母子世帯の家賃の軽減、(f)母子寮における炊事のあり方、(g)生活保護費における母子加算、(h)公的責任のもとでの住宅不足の解消などが強調される。これらのうち、今日においては新たな立法や他の政策などに包含されたりして具体化されているものもあるが、何といたっても「母子福祉法」(昭和39年施行)の制定経過、法が目的としているところをまず理解しておかねばならない。

戦後の母子福祉対策の出発点が戦争未亡人とその子供の生活を守る、すなわち「遺族対策」の一環としてあったことはすでに述べた。昭和27年に成立した「母子福祉資金の貸付等に関する法律」は母子世帯に対する(1)資金の貸付、(2)母子相談員の設置、(3)売店等の設置の許可という三つの事項を内容として、それまでの応急的な対策を統合化した。これらは母子福祉法においてもそのまま引き継がれていく。さて「たんなる遺族援護施策ではない積極的な母子福祉施策を推進していくためには、どうしても母子福祉のあるべき基本原理の明定」<sup>22)</sup>が必要とされ、そのうえで総合的な施策を行うために「法」の制定がなされることになった。<sup>23)</sup>

それでは母子福祉の基本理念とはどのようなものか、児童福祉やその他の施策とはどのような関係になるのかをみなくてはならない。法2条の「すべて母子家庭には、児童が、そのおかれている環境にかかわらず、心身ともにすこやかに育成されるために必要な諸条件と、その母の健康で文化的な生活とが保障されるものとする」という規定の底流をなしているものは「母と子の福祉が一体として保障されるべきである」という思想である。いわゆる母子一体化という考え方であり、その対象把握は「母子家庭は、母子家庭であるがゆえに、経済的にも、社会的にも、また精神的にも不安定な状態」にあるから必要な援助を講じねばならないというわけである。戦前にみられた「母子保護法案」のように、婦人すなわち母の生存権ではなく、子のそれを重視しそのために母の生活を救助するという、当時の家族主義思想に迎合した考え方<sup>24)</sup>とくらべて、時代背景の相違からいってもより明確に「母—女性」の存在を示すべきではなからうか。このような母と子とのバランスのみを考えてしまうと、つまりは児童福祉法との関係（たとえば母子寮の問題）や所得保障にかかわる側面（国民年金、児童扶養手当など）が曖昧かつネグレクトされてしまう。その結果は「総合的な母子福祉政策どころではなく複雑多岐にわたる「お役所仕事」となってしまうのである。「母子一体化」という考えを否定するつもりはないのだが、このような状況をそのままにしておいて法4条（自立への努力）をみると「何のための法律か」という感じをもつのは私のみではあるまい。そこには次のように書かれている。すなわち「母子家庭の母は、みずからすすんでその自立を図り、家庭生活の安定と向上に努めなければならない」といういわば当り前のような訓示規定を福祉法に挿入することは問題であるといえよう。<sup>25)</sup>

母子寮は児童福祉法に定める施設のひとつである。すなわち、児童の福祉をまもる立場から母子を保護する施設ということになっている。したがって「不安定」な状態にある母子家庭がもつ生活、住宅、教育、就職などの問題について解決の場を与え、母としてその子の養育を完うせしめ、児童の福祉を保障する場というわけである。「解説」<sup>26)</sup>も述べているように、このような施設の規定は、つまりは「母子一体化」を徹底することもできず、さりとて否定することもできないというところから生じてくるように思われる。保育所はいうまでもなく児童福祉施設であるが、実務上の運用はどうであれ、その「保育に欠ける」という要因はほとんど「母親」の事情によっているのであり、この辺りにも「母子一体化」という考え方が強くみられるのである。

このようにみえてくると、いわゆる「父子家庭」対策が全く問題にされなかった社会的背景はあきらかである。もちろん、たんに「政策」に組み込まれればそれでいい、というのではない。問題への社会的対応にはある一定の必然性がなければならない。「母子家庭であるがゆえに……」という対象把握はちょうど「すべての児童の福祉を保障する」というのはスローガンのみで、実質的には「一部の恵まれない児童のための保護」ということに終始している現在の児童福祉政策を想起させる。養護施設で生活している児童に直接的に示される諸問題の分析はそれをあらわしている。<sup>27)</sup> いわば現象の原因をつきとめることなく「結果」の処理のみに追われている政策とそのような状況にあって説明だけにとどまっているような福祉論への批判として考えられよう。

父子家庭となった理由、父子家庭の数およびその生活実態についてはくりかえし述べてきたようにいまだまとまった資料はない。母子世帯については「政策」の対象となっている部分はそれなりにあきらかである。たとえば母子寮入所者（世帯）数、児童扶養手当受給者数、母子相談員や児童委員が相談に応じた数およびその大まかな内容、母子福祉資金の貸付状況などがそれである。したがって父子家庭についての理解はいくつか断片的にあきらかにされている資料をもとにして（仮説的に）なされるしかない。

その比率は地域的に相当の片寄りをみせるであろうが、ある調査<sup>28)</sup>では(1)離婚、ついで、(2)病気によるというものがその大半を占めている。母子世帯になった理由ではそれが逆転して、(1)病気、(2)離婚の順序である。さらに、それが子どもの側からみた理由となると、たとえば(1)母の家出、(2)母の稼働、(3)家庭内紛争、(4)母の死亡などが主なものとしてあげられることになる。

離婚件数の増加が著しい。しかも49年度においては、その61.2%が子どもをもつ夫婦である。そして妻が親権をもつものの割合は子どもが一人のばあいには63.5%、三人となると42.4%である。子どもの数にかかわらず妻が親権をもつという傾向がみられている。さいごに再婚であるが、年間婚姻総数の10%というところである。

理由はどうであれ（もちろん原因の解明がなおざりにされていいというのではない）、ともかく父と子のみの家庭への援助が社会的に考えられねばならないのである。それは母子一体化という考え方にもとづく母子福祉とは異なって、むしろ子どもの方にウエイトをおいたものとなるであろう（この点、父と母ないし男と女ということでさらにその役割の相違などがあきらかにされねばならないと思われる）。援助の方法でいうと父子分離（もちろん子どもの数、年齢にもよるが）により、児童を乳児院、養護施設などに収容し保護することになる。ある父親は次のように書いている。

いざ自分が、子供を施設に預けようということになって、まずぶつかったのは、「子どもを手もとからはなして施設に預けるなんて、子どもが可哀いそうじゃないか、なんてつめたい親なんだろう」という声。また一方では、「どこの施設だっていいじゃないか、いつまでも子どもをかかえていては、ろくに仕事ができやしないじゃないか」という声も。……

なんらかの事情で、片親で子どもを育てなければならない状況の中で、子どもに大人型の異常な生活を強いながらも、手もとに子どもをおくことが、子に対する愛情であり、親としての責任をはたしているような錯覚におちいり、実際には親子共倒れ寸前にある人のなんと多いこと。……

子どもにとって、夫婦円満で愛情豊かな家庭という最良の状態を、私たちのように親の責任で放棄した者が、次善の策として、常に子どもが歓迎される存在であり、真に子どもの成長のためを考えた環境として100%信頼して預けられる場としての施設を、親と子の権利として選ぶなどということは、「理想」であって、残念ながらまだまだ夢に近いことでしかなかったようです。……<sup>29)</sup>

このような状況を否定することはできない。福祉が権利としてではなくいまだ慈恵的なものでしかないことである。「次善の策」ということが、劣等処遇を合理化し福祉観を変ええない理由のひとつでもある。さらに、母の子に対する感情にも似て「父子同居」を望むものに対する援助はどうであろうか。保育所入所という方法はあるにしても、経済的援助となると全く考慮されていないのである。生活保護にしてもさまざまな悪条件がともなうのである。<sup>30)</sup> 母子寮の機能として「社会適応能力のない母に指導援助（自立援助）」<sup>31)</sup>を重視するとき、同様に「父子寮」の問題が考えられていいはずである。父と子のこれらのニーズに対して「男のメンツ」とか「いまの福祉観」は最小限の援助すらも拒否するのであろうか。

## おわりに

「家族と社会の変化」について述べるなかでJ・ランディスは、(1)若者が結婚を現実的にみるよう援助すること、(2)欠損家庭への社会的サービスの拡充、(3)結婚が失敗に終り離婚が必要となる家

族はけっしてなくなならないことを指摘した(桂他訳「家庭は崩壊するか」誠信書房 1967)。これらのなかで、(2)および(3)の要因への配慮を欠いて、たんに(1)のみを強調しても無意味であろう。伝統的な母—子という関係から父子問題という新たな視点を導入して児童福祉事業も考えていかななくてはなるまい。そのためには父—子という関係をどう把えるか、現実に存在する父子家庭のニーズの把握など、基礎的なところからの出発が必要なのである。

(註)

- 1) 家庭観とのかかわりでいえば、私はいままで保育所実習をおこなった学生たちが母子家庭の子どもにたいしてもつ以上に、父子家庭の子にたいしてより感情的な何かをもつことを知っている。若い彼女たちの家庭観をたんに視野の狭さということで否定することはできないであろう。
- 2) とりあえず、次のものがあげられる。ジュリスト「現代の女性—状況と展望」1976、「児童心理—父親の役割」第30巻10号など。
- 3) 厚生省編「厚生白書」昭和50年版, p. 380~386
- 4) 厚生統計協会「国民衛生の動向—51年版」, p. 86~89, 1976
- 5) 徳永寅雄, 木村武夫(編)「児童福祉概説」, ミネルヴァ書房, p. 13, 1969
- 6) 森岡清美「家族の構造と機能」(『講座社会学第4巻』) 東大出版会, p. 25, 1957
- 7) 拙稿「現代社会と社会福祉」(原田他『社会福祉』) 東京書籍, p. 42~43, 1976
- 8) F・エンゲルス(全集刊行委員会訳)「イギリスにおける労働者階級の状態(I)」, 大月書店, p. 55~59
- 9) F・エンゲルス「前掲書」, p. 168
- 10) F・エンゲルス「前掲書(II)」, p. 20~21
- 11) F・エンゲルス「前掲書(II)」, p. 25
- 12) マルクスとエンゲルスは「共産党宣言」(1848)で次のようにいう。「完全に発達した家族は、ブルジョア階級にだけしか存在しない。しかもそういう家族を補うものとして、家族喪失と公娼制度とがプロレタリアに強いられる」。
- 13) E・ケイ(原田訳)「児童の世紀」, 富山房, p. 32~37, なお「恋愛と結婚」(岩波文庫)参照。
- 14) E・ケイ「前掲書」, p. 65~81
- 15) M・ミード(田中・加藤訳)「男性と女性(上)」, 創元新社, p. 242~243, 1961
- 16) Costin, L. B. “Child Welfare—Policies and Practice” McGRAW—HILL, p. 213, 1972
- 17) 鈴木政夫「貧困階層の子どもたち—父子世帯」(浦辺編『児童養護問題』), ミネルヴァ書房, p. 71, 1975
- 18) W・グード(松原・山村訳)「家族」, 至誠堂, p. 167~168, 1967
- 19) 類型の(1)については L. Costin の前掲書および菊田昇「私には殺せない」現代企画室1973を参照されたい。(5)については拙稿「児童福祉の規定・試論(2)」本学紀要16集(1)所収を参照のこと。
- 20) 多くの文献があるが、さしあたり I・スチュアート他(服部・久米訳)「離婚・別居の家庭と子供」, 家政教育社, 1975 を参照されたい。
- 21) 池川清「母子福祉」, 日本生命済生会, p. 389~391, 1961
- 22) 穴山徳夫「児童福祉法・母子福祉法・母子保健法の解説」, 時事通信社, p. 354, 1973
- 23) 角田豊「社会保障法の課題と展望」, 法律文化社, p. 155, 1968
- 24) 一番ヶ瀬康子「現代社会福祉論」, 時潮社, p. 230, 1971
- 25) たとえば小川政亮「社会事業法制概説」, 誠信書房, p. 242, 1964
- 26) 穴山徳夫「前掲書」, p. 249~250
- 27) 拙稿「社会変動と養護問題」(古川(他), 『児童福祉の成立と展開』), 川島書店, p. 91, 1975
- 28) たとえば, 47年度東京都厚生行政基礎調査報告書, 松本武子「児童福祉の実証的研究」, 誠信書房, 1972, および註(3)(4)のものなど。
- 29) 全社協養護施設協議会「季刊児童養護」, 第6巻第2号, p. 28~29
- 30) たとえば小川政亮「社会保障権と福祉行政」, ミネルヴァ書房, p. 147~152, 1974
- 31) 湯沢雍彦「母子家庭と母子寮の問題性」(前掲『ジュリスト』所収), p. 228